

(2) 加東市立三草小学校 いじめ防止基本方針

加東市立三草小学校

1 学校の方針

本校は、学校教育目標を「ともに…心豊かでたくましい三草っ子」とし、児童が元気に楽しく登下校する学校を目指している。そこで、楽しく登下校することができる学校ということは、いじめを許さない学校づくりを推進することが大切であると考えます。

そのためすべての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう「いじめ防止基本方針」を定め、日常の指導体制を整備する等いじめの未然防止に努めながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決を図る。

2 基本的考え方

本校は、全校児童数が67名、すべて単学級の小規模校である。学校の周囲は、田畑が広がっており自然に恵まれている。地元に長く住んでいる方が多く、「おらが村の学校」という意識が強い。ほとんどの児童が地元にある保育園から入学してくるため、互いによく知った仲間同士で、つながりが深い。しかし、クラス替えがないので、友だちへの見方が固定化されやすいという問題点もある。また、互いに知り合った仲間同士であるという安心感があり、恥ずかしい行為をしても周囲が見逃してしまっている場合もあり、善悪の判断の甘い児童が自分の行動をなかなか改めることができない傾向がある。

そこで、本校では、児童の成長ぶりや問題行動について職員間で情報交換する場として、児童理解タイムを毎週金曜日の放課後に設定している。そこで話題に上がった気になる児童については、全職員で、指導方法について話し合い、継続的に一貫した指導ができるような体制をとっている。この取組は、児童理解と問題行動の早期発見・早期指導に大いに役立っている。また、ひと度、いじめ行為などの問題行動が発生すれば、生徒指導担当が窓口となって、担任とともに、複数で事実確認を行い、指導にあたっている。また、必要に応じて、家庭訪問を行う場合も複数で当たることにしている。これによって、全児童の情報を職員間で共有し合えるようになり、担任1人が問題行動を抱え込まないようになり、全児童を全職員で育てていこうとする雰囲気ができている。

いじめについては、すべての教職員が、次のような基本認識を持ち取り組んでいく。

- ・いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ・いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめはその行為の態様により、暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ・いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(『いじめ防止マニュアル』(兵庫県教育委員会)より)

このような認識のもと、児童(生徒)間の好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 全体計画

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止等の年間指導計画

いじめを防止する観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学級懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直していく。その際には、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童の意見を取り入れるなど、児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。